

# 令和4年度 学校いじめ防止基本方針

船橋市立法典小学校

## 1 基本的な方針

### (1) いじめの定義

船橋市立法典小学校（以下本校）「学校いじめ防止基本方針」において、「いじめ」とは、当該児童が、一定の人的関係にある者から心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われることを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめの禁止

- ・児童は、絶対にいじめをしてはいけない。
- ・児童は、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置してはならない。

### (3) 基本的な考え方

いじめはどの児童にも、どの学級にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応する。「いじめは人間として絶対に許されない」という基本認識を持ち、全教職員で情報を共有しながら、未然防止・早期発見・早期対応・継続的な指導をしていく。

## 2 いじめ問題に取り組むための組織

### (1) 学校内の組織

#### ①生徒指導部会

（教務主任・学年1名・フリー・スクールカウンセラー等）

月一回の会議で、問題傾向を有する児童や長期欠席の児童について、現状や指導についての情報交換を行う。また、打ち合わせ等をつかって全職員に共通理解を図る。

#### ②いじめ防止対策委員会

（校長・教頭・学年主任・研究主任・部活動担当  
生徒指導主任・養護教諭・スクールカウンセラー）

いじめ防止に関する措置を実行的に行うため、また、いじめが起きた際の対策をとるため、必要に応じて委員会を開催する。

## 3 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ① 学校におけるいじめの防止

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権教室等を実施する。
- ・教師は、児童の変化や様子からいじめの芽を発見できるように見守り、観察する。

#### ② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年5回実施するとともに、その他の必要な措置を講ずる。

- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
- ・学校だよりや生徒指導だより、保護者会等を通して、いじめに対する学校の考え方や取組を保護者に周知し、一緒に取り組む体制をつくる。

### ③いじめ防止のための取り組み

- ・教育活動を充実させるために、「自己決定の場」をつくり、「共感的人間関係を育む」、「自己存在感」が得られるような授業や学級経営を行う。「楽しく」「わかる」授業を通して、児童の学習意欲を高める。
- ・児童の実態や行事等を考慮しながら資料を検討し、道徳教育の充実を図る。また、行事等の体験活動を通し、個々の児童を育てるとともに、集団としての意思を育てる。
- ・児童会活動であいさつ運動や学年間交流などを通じ、交友関係作りや集団作りを行う。また、児童会主体でいじめ防止標語を作成し、学校内で共有する。
- ・日常的に多くの教職員が意図的に児童と関わり、複数の目で見守っていく。また、各クラスで空き時間を利用して、1日2名程度担任との会話の時間を設ける。
- ・休み時間や放課後においても校内巡回や安全指導を通して、児童の様子を把握する。(廊下歩行の徹底、道路歩行の指導と共に)
- ・アンケート調査や教育相談を設ける。2ヶ月に1回(5月・7月・10月・12月・3月)実施し、児童の実態をつかむ。いじめに関する記述があるものに関しては、実態を把握するとともに指導し、事実があった場合には生徒指導主任へ報告する。
- ・学校経営診断アンケート(学校評価)【保護者向け】年1回実施し、保護者のニーズを把握する。
- ・生徒指導部会による実態把握をするために月一回の会議で、各学年の代表者により学年の実態を報告、共通理解をする。
- ・教育相談日を毎週月曜日に設け(大空ふれあいタイム)、個別に対応していく。
- ・学校のホームページに「学校いじめ防止基本方針」を掲載し、保護者に周知する。また、学校、学年便り等でいじめについての取り組みを伝え、個人面談、教育相談等で保護者の声を聞き、実態を把握する。

### ④ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

### ⑤ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

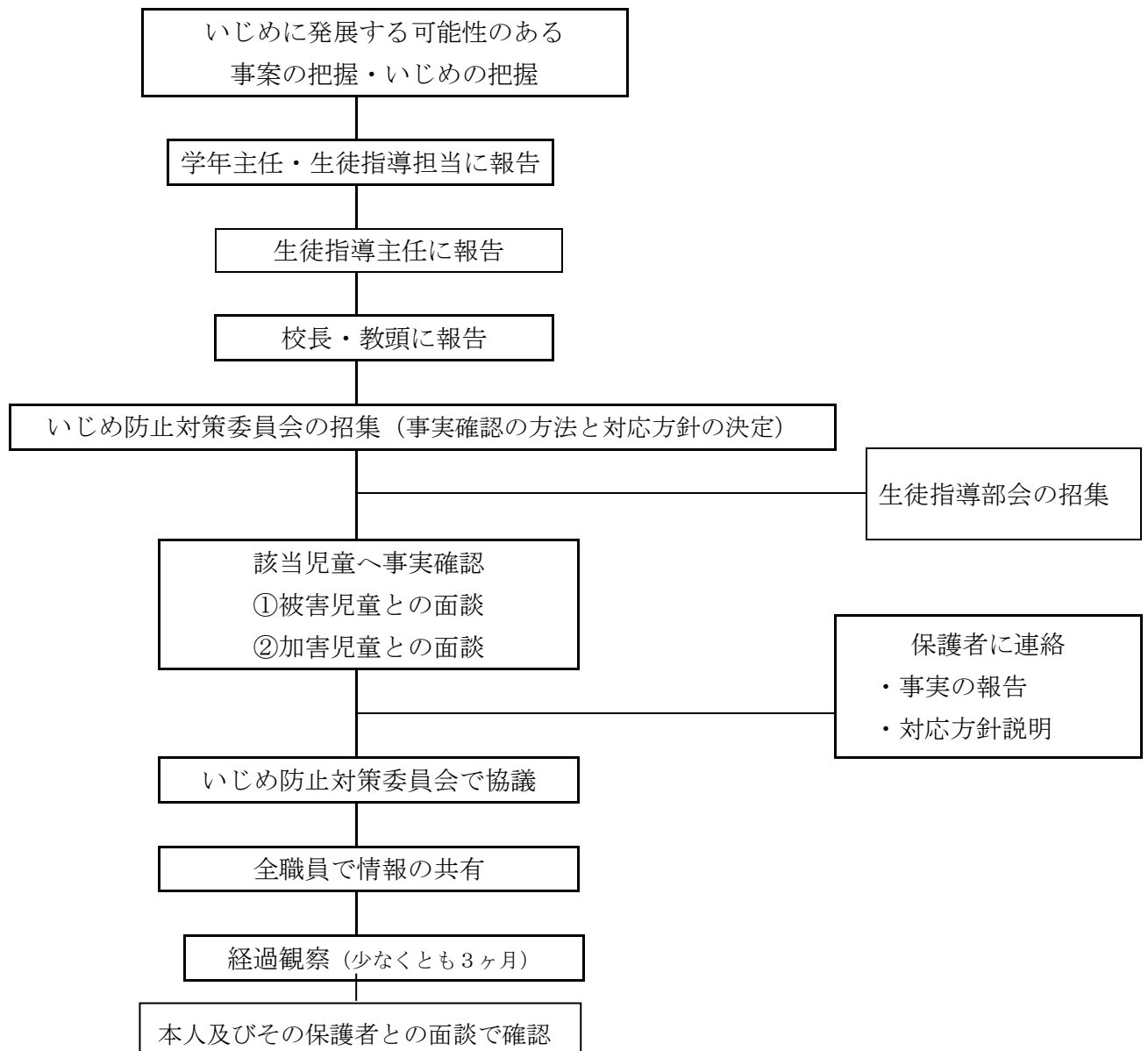
- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、サイバー安全教室等を行う。
- ・書き込みの内容がプライバシー侵害や名誉棄損に当たる場合、書き込みの削除を求め、被害の拡大を避ける。
- ・eネットキャラバン等を活用して、サイバー犯罪防止講習会等を行う。
- ・保護者会や学校・学年便り等により、インターネットや携帯電話の利用上の危険性を知らせる。

## (2) いじめ防止等に関する措置

- ・教職員が自らの言動の影響力を十分に認識する必要を理解し、指導にあたる。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・いじめの観衆と傍観者に対する指導も行い、二次的ないじめの発生を抑止する。

## (3) いじめの早期対応のための取り組み

### ①いじめ発見時の基本的対応



- ・関係児童への面談記録を残す。(学級担任)
- ・いじめ防止対策委員会の協議内容・事案への対応の記録を残す。(該当学年生徒指導担当者)

## ②観衆・傍観者への対応

観衆や傍観者の立場にいる児童も、いじめているのと同様であるということを指導する。

## ③被害児童への支援

いじめられている児童の心を癒すために、養護教諭等との連携をとりながら指導を行う。

## (4) 教職員の研修

いじめに関する教職員の研修を行い、いじめの防止等に関する教職員の質の向上に努める。

## 5 重大事態への対処について

児童の生命・心身及び財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下のような対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに連絡する。
- (2) 教育委員会と協議の上、いじめ防止対策委員会を中心とした重大事態を対処する組織を速やかに設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明らかにするための調査を実施するとともに、カウンセラー等の関係諸機関と連携を適切にとる。
- (4) 上記調査結果について、いじめを受けた児童や保護者に事実関係を適切に提供する。
- (5) 犯罪行為にあたるようないじめについては、警察署と連絡を取り、対応等の相談をする。

## 6 学校評価への取り組み

学校診断アンケートでいじめ問題への取り組み等について自己評価をし、次年度に向けて改善を行う。

- (1) いじめの未然防止についての取り組みに関すること。
- (2) いじめの早期発見についての取り組みに関すること。
- (3) いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

## 7 年間計画

月	主な学校行事	いじめ防止対策
4	始業式・入学式 避難訓練 1年生を迎える会	生徒指導部会
5	学区訪問 運動会 150周年記念写真 引き渡し訓練①	生徒指導部会 第1回学校生活アンケート
6	体力テスト 非常時対応訓練 授業参観	生徒指導部会 児童会によるいじめの標語作成
7	個人面談 おあしすの会（生徒指導） 夏季休業	生徒指導部会 第2回学校生活アンケート
9	避難訓練 おあしすの会 6年修学旅行 5年宿泊学習	生徒指導部会
10	個人面談 前期終了・後期開始 友☆遊ほうでん	生徒指導部会 第3回学校生活アンケート
11	周年記150念式典 土曜参観 就学時健康診断	生徒指導部会
12	マラソン週間 個人面談 おあしすの会（生徒指導） 冬季休業	生徒指導部会 第4回学校生活アンケート
1	おあしすの会 避難訓練 席書会	生徒指導部会 学校生活アンケート（市教委） 学校経営診断アンケート（保護者）
2	学年集会 6年生を送る会 授業参観	生徒指導部会 第5回学校生活アンケート
3	おあしすの会 卒業式・お別れ式 修了式 学年末休業	生徒指導部会